

令和8年度 等級別発注標準

指名競争入札

R8.8.20

工事種別	等級	総合評点	業者数	発注工事金額の限度
土木	A1	750点以上	5	55,000千円以上
	A2	700点以上750点未満	12	33,000千円以上77,000千円未満
	B	620点以上700点未満	14	11,000千円以上44,000千円未満
	C	620点未満	24	22,000千円未満
舗装	A	620点以上	18	11,000千円以上
	B	620点未満	34	11,000千円未満
建築	A	710点以上	1	44,000千円以上
	B	620点以上710点未満	11	11,000千円以上77,000千円未満
	C	620点未満	18	22,000千円未満
電気	A	650点以上	8	9,000千円以上
	B	650点未満	6	14,000千円未満

1. 総合評点とは

土木・建築における総合評点については、総合評定値(P)に阪南市と「大規模災害発生時における応急復旧作業等に関する協定書」を締結し代表者が阪南市住民の場合は30点、協定書は締結しているが代表者が阪南市住民以外である場合には20点、協定書は締結していないが代表者が阪南市住民である場合には10点をそれぞれの場合に応じて加算した合計点が総合評点となります。なお、舗装工事及び電気工事については、総合評定値(P)により決定されます。

2. 土木A1・建築Aの等級格付けにかかる総合評点以外の条件として、次の全てに該当する業者とします。

- ① 特定建設業の許可業者であること。
- ② 社会保険・雇用保険・建設業退職金共済制度に加入していること。
- ③ 技術者名簿に記載する技術職員数が3人以上であり、かつ、格付される工事種別において営業所ごとの専任の技術者の他に監理技術者となる者が1名以上であること。